

部会長

みなさん、おはようございます。只今から第703回農地部会を開会いたします。

本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第21条第3項の規定によりまして、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の永田委員さん、久谷地区の池田委員さん、二人の方をお願いいたします。

本日は、お手元に配布されております議案書のとおり1号から13号までの13件の議案が提出されておりますので、ご審議の程をよろしく願います。

まず、第1号議案、農地法第18条第6項解約通知専決処理報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(渡部副主
幹)

1番、本件は残存小作でございます。

本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により、転用するものでございます。

離作補償として給付金を支払うこととしております。

以上でございます。

部会長

以上で第1号議案に対する、事務局からの説明は終わりましたが、本議案につきまして、何かご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案どおり承認いたします。続いて第2号議案、農地法第4条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成27年4月27日から5月25日までに専決処理した案件は4件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 4 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

| | | |
|-------|-----|----------------------|
| 住宅用地 | 3 件 | 2,232 m ² |
| 商工業用地 | 1 件 | 6,671 m ² |

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ただいま、2号議案について事務局の説明は終わりました。本議案につきまして、何かご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続いて第3号議案、農地法第5条届出専決処理報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成27年4月27日から5月25日までに専決処理した案件は22件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら22件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

| | | |
|-------|------|----------------------|
| 住宅用地 | 18 件 | 7,282 m ² |
| 商工業用地 | 4 件 | 3,340 m ² |

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

以上で3号議案に対する事務局の説明は終わりましたが、何か本議案につきまして、異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

それではご異議がないようでございますので、原案どおり承認することといたします。

続いて第4号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

(渡部副主幹)

それでは、ご報告いたします。

1番、本件は農地法の3条許可を受けて

平成13年9月7日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

4番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申し入れを行い、合意解約が成立したものと、一部、和解の仲介による解約があったもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

5番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

以上で4号議案に対する事務局の説明は終わりました。本議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

それではご意見ご異議がないようでございますので、原案どおり承認といたします。

続きまして第5号議案、農地法第3条許可取消報告について、事務局説明を求めます。

事務局

それではご報告いたします。

(渡部副主幹)

平成3年10月8日付けで、農地法第3条による所有権移転の許可を受けておりましたが、実際には賃貸借権設定であったとして、所有権の移転登記もされず、また、すでに解約され、所有者が自作地として耕作していることから、当該許可を取消しするものでございます。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

以上で5号議案に対する事務局の説明は終わりました。本議案についま

して、何かご意見ご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それではご意見ご異議がないようでございますので、原案どおり承認といたします。続きまして第6号議案、農地法第3条許可申請について、事務局説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(渡部副主
幹)

恐れいりますが、ご審議いただく前に議案の訂正をお願いいたします。

7番の興居島地区の案件ですが、譲受人の経営面積を25,247㎡に、譲受理由を、贈与を受け農業に精進に訂正してください。

では、お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の仙波さんは、農地約165アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

2番、譲受人の山内さんは、農地約118アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

3番、譲受人の門田さんは、農地約148アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

4番、譲受人の野口さんは、農地約42アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

5番、譲受人の高市さんは、農地約40アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

6番、譲受人の西村さんは、農地約96アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、自宅から近い本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

7番、譲受人の小池さんは、農地約252アールを耕作する農業者でございます。

この度、父親から本申請地の贈与を受け、農業に精進しようとするものでございます。

8番、譲受人の石丸さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借入れ、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

9番、10番、14番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の武田さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を借受け、また、取得し、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

11番、12番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の片山さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を借受け、また、取得し、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

13番、譲受人の篠原さんは、農地約35アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

15番、16番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の田中さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を借

受け、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

17番、譲受人の竿尾さんは、農地約21アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30aとなる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ただいま第6号議案について事務局から説明がございました。それではここから、委員さんによる地元説明をお願いいたします。

8番は、所在地が興居島地区ですので、小池委員さんお願いします。

小池委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の石丸町子さんは味生地区にお住まいであります。今般、興居島地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。

ご実家で農作業手伝いをしていた経験があり、耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。次に住所地であります味生地区の森山委員さんお願いします。

森山委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の石丸町子さんは味生地区にお住まいであります。今般、興居島地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。

ご自宅から通作可能な距離であることや、興居島の地区審査においても了承されていることから、住所地農業委員としては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。次が 9 番、10 番、14 番、これは併用案件であります。まず、9 番と 10 番の所在地が立岩地区でありますので、篠原委員さんお願いします。

篠原委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の武田さんは、正岡地区に居住しており、この度、正岡地区及び立岩地区にて、農地を借入れ、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

地元において農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、実家での農作業経験並びに大学教授として専門知識を生かすなど、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございます。次は 14 番の所在地が正岡地区であります。それと、併用案件となっております、9 番、10 番、14 番は何れも、住所地在正岡地区でありますので、村上委員さんから説明をお願いします。

村上委員

先程の事務局の説明のとおりでございますし、篠原委員の説明のとおりでございます。

以上です。

部会長

はい、ありがとうございました。次に、11 番、12 番は併用案件でありますので、難波地区の川端委員さんお願いします。

川端委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の片山さんは、味酒町二丁目に居住しており、この度、難波地区にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

地元において農業に対する営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、地元及び J A にて営農指導を受けるなど、耕作意欲も十分に感じられまし

たので、地元といたしましては了承いたしました。
なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。続きまして本件の住所地が味酒になっておりますので、担当地区の友澤委員さんからお願いいたします。

友澤委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の片山雄介さんは朝美地区にお住まいであります。今般、難波地区の農地を、一部は譲り受け、一部は借り受けて、新規就農をお考えであります。

車で30分と通作可能な距離であることや、3年の農業経験があり、耕作意欲も十分に見受けられたことから、住所地農業委員としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。次に、15番、16番は併用案件であります。西中島地区担当の脇坂委員さんお願いします。

脇坂委員

先ほど事務局から説明がありましたように、

申請人の田中さんは、西中島地区に居住しており、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

以前より農作業の手伝いをしているとの申し出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

有難うございました。次に17番でございますが、神和地区になりますことから、本来なら松本委員さんからの説明になりますが、本日、濃霧のために欠席をされております。そこで、東中島地区の山田委員さんからご説明をお願いします。

山田委員

先程事務局から説明がありましたように、

譲受人の竿尾さんは、神和地区に居住し、

農地21アールを耕作する農業者であります。

今般、議案記載の農地を売買で取得し、
農業経営の規模拡大を図るものであります。
農作業歴も50年あり、
農業に対する意欲も充分見受けられることから、
地元としては了承した訳でございますが、
なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

有難うございました。ただ今、第6号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件につきまして、ご意見、ご異議はございませんか。

一同

異議なし

部会長

はい、ありがとうございます。それでは本件、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして、第7号議案農地法第4条許可申請について、議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局

(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

1番、本件申請人は、市内森松町に居住しておりますが、昭和40年当時、居宅敷地が手狭であったことから、農地法の許可を得ず本申請地を造成し、駐車場、物干場、庭等として一体利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所浮穴支所から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

有難うございました。ただ今第7号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

有難うございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたしますが、この案件につきましては、県許可分でありますので意見を附して県知事に送付させていただきます。

続きまして、第 8 号議案 農地法第 5 条許可申請について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

1 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするもので、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

2 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10h a 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいま、第 8 号議案について、事務局からの説明がありましたが、本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

有難うございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたしますが、この案件につきましては、県許可分でありますので意見を附して県知事に送付させていただきます。

続いて第9号議案、平成27年度第3号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局

(片山主査)

それでは、ご説明いたします。

本日の案件16件の内、賃借権の設定が4件、使用貸借権の設定が10件、所有権の移転の設定が2件となっており、権利移動の総面積は合計35,371.38㎡でございます。その内訳は新規が2件、再設定が3件、更新が9件、所有権移転が2件となっています。

議案のご説明についてですが、今回、件数が多くなっていますが、国よりすべての議案について説明することとの指導でございます。全件ご説明する内、見開きのページにつきまして譲り受け人が同一の場合は、一括してご説明させていただきますので、今後におきましても議事進行が迅速に執り行われるようご協力をお願いします。

では、議案書16ページ、番号1の譲り受け人は、約110アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲り受け人は、約182アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲り受け人は、約55アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲り受け人は、約51アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号5の譲り受け人は、約93アールを耕作する農業者で、期間満了に伴

う借り手変更により、使用貸借権を再設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号6の譲り受け人は、約255アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号7の譲り受け人は約91アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、使用貸借権を再設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号8と18ページの番号11の譲り受け人は約43アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号9の譲り受け人は約655アールを耕作する農事組合法人で、使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号10の譲り受け人は約608アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号12の譲り受け人は約186アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号13の譲り受け人は約128アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号14の譲り受け人は約45アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号15の譲り受け人は約81アールを耕作する農業者で、水田を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号16の譲り受け人は約62アールを耕作する農業者で、普通畑を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告予定日は、平成27年7月1日となっており、公告により効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、第9号議案について、事務局の説明が終わりました。本議案についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。ご異議ないようですので、本件を異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。次に、第10号議案農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

(渡部副主幹)

それでは、ご報告いたします。

平成27年4月27日から平成27年5月25日までに専決処理した案件は12件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらにつきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございます。ただいま第10号議案について事務局の説明がございました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認といたします。続いて、第11号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、事務局説明をお願いいたします。

事務局

(片山主査)

それでは、ご説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされていることを確認いたしております。

番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。なお、倉庫部分については、適用除外となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。第11号議案について事務局から説明がありました。

本議案についてご異議等ございませんか。

白石委員

この農業用倉庫部分ということですが、この山本さんの農地は、6252ということで、これは、現況はハウスになっとん？その現況がどうなっているのか。

事務局

(片山主査)

農業用倉庫が。

白石委員

いやいや、農地全部？南斎院の現況。

事務局

(片山主査)

南斎院町50-1の中にハウスが建っている。

白石委員

そうやろ。あのこれは違法行為になる。

倉庫が建っていても、農業用倉庫部分が 200 m²までは、税務署の適格証明は農業用倉庫でおけるん？おりのやったら、農地じゃないので、分筆をして転用をかけて、農業用施設にせんといかん。

それが、適格なんや。

どうしてかというのと、一番皆さんに分かりやすいのは、水の関係が分かりやすい。これ大事なことです。

つい先だっても地方局の方から、東温市のことで、相談がありましたんで言うておきますが、この農業用倉庫、分筆もしてないし、転用もかかってないでしょ。こういう場合、200 m²農業用倉庫というのは、ビニールハウスなど施設園芸を5、6反とか、1町とかしたら、その場合にその資材を入れるために農業用倉庫は必ず要ります。そのために、200 m²までは、農家の場合は、建ってよろしいという事になっとんです。それで、5、6年しますと、土が汚れてきます。汚れてきた時にビニールハウスが代わります。変わった時にそこへ転用をかけておって、東温市がそうしとって、東温市北方で指導しておったのは、農業用倉庫を建築確認をおろせという事で相談、これは、あの、農振農用地でも除外して転用かけたらだめなんです。200 m²づつ宅地がのこることになるんです。ビニールハウス5、6反、1町やったんそっくり変わった時にそこへ200 m²の宅地が残って、その場合、どうなるかというのと、水の問題です。まず第1に、地元の水利並びに土地改良区で100円か200円、坪に払って、その領収書を持って、道前道後平野、道前は、桜三里から向こうですけど、道後平野はこっち、道後平野側で、朝生田の土地改良区へ持っていきますと、それでその面積が分かりますから高知のダムの道後平野の水がきております。それは、来年からもうその領収書を持っていったら面積が分かりますから、高知のダムの負担金が来なくなります。ダムの水は高知へ帰ってしまいます。そういうことで、水が来なくなる。それと次は、地元の改良区の水利組合を早く100円か200円、最初にもろとんが、きっておるようなかたちなんです。そやから、農業用倉庫は、後のハウスや施設園芸が全部変わった時に元の農地に戻すための200 m²の農業用倉庫ですから、税務署と交渉するんだったら、職員の方がたとえ建っておっても、これまた、農地に戻すんだという事で、当然この198 m²へさずに、そういう話で税務署へ交渉して、農

地のままの納税猶予を受けるか、本当にこの申請者が農業用倉庫に転用するか、どちらかにせな、それは違法になると、はっきり言うときます。皆さんも分かりやすいと思います。調整区域であろうが、農振農用地であろうが、水の関係という事でいったら分かりやすいと思うから言っておきました。そういう事です。お分かりでしょうか。200㎡の農業用倉庫は農地のまま建つということは、水の関係でいったら分かりやすい。そやからこれは、職員の方がどう取り扱ったかということ、そやから大体の事は聞いておられますが、ハウスしておる位のことには聞いておるんです。それで、あの、資産税台帳も田になっておると思うんですけど、そこらの事も聞いて、申請者が受けたくないという事ならそれで結構なんです。農業用倉庫の権利ということはそういう事で、水の関係もでてくるという事を記憶していただいて、高知の水から、もう、その地元の水からその土地に対する水の関係までするという事で適格にして欲しいと、そういう事です。

部会長

はい分かりました。事務局、大丈夫ですね。

他にございませんか。

一同

なし

部会長

ありがとうございます。それでは、意見、異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。

続きまして、第12号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局説明をお願いいたします。

事務局

(片山主査)

それでは説明させていただきます。農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので農地の利用状況の確認を行ったものでございます。

番号1・2につきましては適正に耕作していることを確認しております。

番号3につきましては分筆により、登記簿上の面積と差異がある農地があるほか、適用時より、一部適用となっている農地がございますが、その

旨で報告をいたします。また、一部の農地に面積錯誤による更正があります。現地は、適正に耕作していることを確認しております。

番号4につきましては持分2分の1について適用し耕作している農地が一部あり、それを含めて現地は適正に耕作していることを確認しております。

番号5につきましては一部の農地に面積錯誤による更正があり、また、他の一筆は耕作権について適用を受けている農地であり、現地は適正に耕作していることを確認しております。

番号6・7につきましては適正に耕作していることを確認しております。

番号8につきましては適用後、分筆している農地が一部あり、それを含めて現地は適正に耕作していることを確認しております。

番号9・10・11・12につきましては適正に耕作していることを確認しております。

番号13・14・15につきましては適用後、それぞれ分筆しており、現地は適正に耕作していることを確認しております。

番号16につきましては、持分2分の1について適用されている農地であり、現地は適正に耕作していることを確認しております。

番号17・18・19・20につきましては適正に耕作していることを確認しております。

以上の農地は地区の委員さんに確認してもらっています。

なお、最終的に納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署が再度現地の確認を行いまして、判断することとなります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

有難うございました。ただ今第12号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議、ご意見などございませんか。

一同

異議なし

部会長

有難うございます。それでは、異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第13号議案松山農業振興整備計画の重要変更に対する意見決定について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

本件は、申出者から今後概ね 10 年以上農地として利用するため農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて市が農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、松山農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

1 番、本件申出地は、本市で推進する有望落葉果樹品種への改植事業等が進められている農用地区域内農地に近接し、現在、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間当該地域の主作物であるブドウの産地として活用されると見込めることから、農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、意見の決定をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ただ今事務局から説明がありました。本件について、ご意見などございませんか。

白石委員

こうゆうことがあるから、今年ね、私は平成 21 年から去年まで、農業委員会の総会の時に農用地の山林、山林以外の区分の枠を置いとった。農業委員会の総会に今年から山林、山林以外の区分を置いてなかった。農用地がゼロでも置いとった。で、平成 21 年までは、6 h a 位、山林、その他の区分が入とったんです。現在、松山市にはこの山林、その他で、9 h a 農地以外の農用地があるんです。それを、畑になったら、当然農業委員会の担当になるんですよ。私が心配しておったのは、これなんです。総会に言うても、必要なだろうと、いうような。せつかく昨年まで置いとった枠がですね。県としては、摺合せが非常に悪いと思うんですよ。松山市の農林水産課は、農振地域の台帳をちゃんとおいてあって、山林、その他も全部分かるようになってる。県から指示しよる。県は農業振興のために国の予算を、農地以外じゃないんですよ。山林、その他全部、農振農用地ということをつけて、国から予算をととんです。そこを開墾したら、集団で農地ができる農振農用地。できるのに、今年から農業委員会の総会で、その農振農用地、農地以外は山林、その他の枠を除けてしもた。ここが役員さん方が役員会を開いて、総会に意見をあげてきたんですけどね。そこらを私は、お聞きしたい。全然反対。こういう整備計画で、農振農用地に入

れてくれと、こういうことがあがってくる、新たに。これはもう古い話ですが、私が当初には、開園地帯が全部山林だったんです。それを、適正な農地台帳を作ろうじゃないかというので、山林そのまま、みかんを畑を地目は畑で2反くらい作っている人が、2町分のみかんをだしたんではいかんという事で、税務署は、1反なんぼでかけよりませんよと、全部マル温のレシートで税務署はみよりますよと、適正にみかん山あたりをはっきり畑に皆さん登載したんです。平成2年位からです。そうやのに、今はもう農振農用地の山林、その他除けてしもとるから、県が予算つけとるのは、農振農用地の農地になるところを予算つけとるのは、松山市農業委員会が、除けてしもとん。そこらが聞きたいんです。それで、こういう議案がでるのはおかしい。

松下委員

あの、今言よる事は、あのたしかに分かりますが、ただ、各地区の方もあろうと思いますけど、山林を農地に開墾しとる所は、沢山あります。ただ、私の所でも。だからそういう意味で農地を使っているということで、今日も農地の調査等がでとると思いますけど、それが厳密に農業委員会の方でこれがあがってくれば、やりたいという事であればいいのでは。何の問題を言よるわけ。当初の総会の時に言われる分をとってないという事ですよ。何の問題もないじゃないですか。今度、皆さんで、ここで承認すれば、それを農振農用地として使うのであれば、何の問題もないことなんで、当初の問題は当初のことで何の問題もないと思います。農地のあり方を考えていきたい事なんで。以上です。

部会長

はい、今、白石委員さんと松下委員さんのご意見をいただきましたけれども、他の委員さん、いかがでしょうか。

白石委員

まあ、入れるのは問題ないんですけど、農業委員会の総会で設けとるので入れてくれとでてくるのに、今後も農地以外は農業委員会としては関係ないような方向でいくのかどうなのか、農林水産課、市長部局と摺合せをせんのかな。

事務局

(藤久次長)

白石委員さんのご意見につきまして、まずあの農業振興地域の農用地設定、いわゆる計画変更につきまして、申し訳ないですが、農業委員会の

事務局職員は、所管外ですし、知識もございませんし、答える立場ではございませんので、農林水産課でお尋ねくださいというのが、基本として考えております。それと、先程言いました実績報告の中で山林部分の数字を減らしたと言われますけれども、この数字はあくまで参考書類として農林水産課、市長部局から数字をいただいているだけの数字でございまして、農業委員会がどうこうした数字ではございませんし、農林水産課にも確認したところ、現在ないし今後もないという事ですので、無いものはないと考えたわけでございます。よろしくお願いしたいと思います。

白石委員

総合的にですね、松山市の都市計画指導要綱には、あらゆる法律との合議が基本になっている。森林法も河川法も農振法も全部合議になっとなですよ。それから始まっとなで、農業委員会だけが別じゃない。そうなんですよ。そこが一番肝心なんです。

松下委員

そしたら、その問題は都計のほうで改めてそういう事がやられたかどうか。細かいことをぐずぐず言うな。

部会長

はい。他になければ承認することよろしいですか。

一同

異議なし。

部会長

有難うございます。他に異議もないようですので、原案のとおり承認することといたします。

以上で本日の提出議案13件の審議が全て終了いたしました。

ここで時間をいただいて、私の方から太陽光発電の状況について、ご報告させていただきます。

まず、農地部会の審査に係る市街化調整区域における農地転用許可申請の状況ですけれども、H25年度に9件でしております。H26年度は16件、そして、最近は、皆さんご承知のように毎月のように申請がだされております。その中、先だって、会長、代理、私、事務局で四国電力の方へ伺いまして、研修を受けて参りました。そして、松山市の方からもいろいろ質問を致しましたけれども、その中で、松山市農業委員会、農地部会として

関わってきます農地転用については、四国全体の太陽光発電の受入上限が決められております。これが、257万キロワット、四国全体で257万キロワットという上限設定がされております。そして、現在、買取量はすでに申し込みの受けているものも併せますと、244万キロワットであるということです。これは、今年度、3月現在です。

それで、参考までに言いますと、今は四国と言いましたけれども、愛媛県の状態はどんなかと言いますと、愛媛県の方はすでにせつぞくしております件数が、3万2000件で400万キロワットだそうです。

そこで、先程言いましたけれども、上限はどんなかと言いますと、ようは上限を超えますとバランスを取れなくなりますので、場合によっては、無条件で買取をストップする事もありうる事だそうです。

それともう一つ、国の方で決定しております買取価格は、ここしばらくは下がっている状態だそうです。そこで、今後の接続契約の申込みについては、買取単価の下落でありますとか、買取の制限など、リスクを十分電力からの説明を受けて自己責任において、申し込みがあれば、技術的に無理な所以外は、原則として承諾をしているということでもあります。したがって、農地転用の申請は定期的に出てくると考えられますけれども、今まで通り適正な審査を委員さん方よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

松下委員

それは、あくまでも太陽光発電について、電力の方で、要するに、これから許可した分についてはですね、いつそれがもう買いませんよとでるかもしれないという事で理解していたのでかまわないんですよ。

部会長

そうです。まだ今後、不透明な部分はありますよという事でした。だからそのあたりの事を設置者は十分認識した上での申請という事になるかと思えます。

太陽光発電は以上ですけど、他に委員さん方何かございますか。

なければ事務局からの連絡はございますか。

松木局長

次回の農地部会でございますが、7月10日金曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、10月の農地部会の予定ですが、当初、9日金曜日でご案内させ

ていただいていたんですが、役所の都合で13日に火曜日という事に変更したいと思います。また、時期が参りましたら委員さんにはご通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

以上で第703回農地部会を閉会します。

(11時35分終了)